

減価償却資産となる100万円未満の美術品等の 償却資産（固定資産税）の申告について

「法人税基本通達の制定について」、「所得税基本通達の制定について」の一部改正において、時の経過により価値の減少しない資産の範囲の見直しが平成26年12月25日に公表されました。これらの改正に伴う償却資産（固定資産税）の申告について、以下のとおり取り扱いますので、ご確認のうえ申告お願い致します。

1. 平成27年1月1日以降に取得した美術品等

時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、取得価額が1点100万円未満であるもの等が減価償却資産となります。そのため、償却資産として申告が必要となります。

(1) 1点当たりの取得価額が100万円未満

→原則として、減価償却資産

(注)「時の経過によりその価値が減少しないことが明らか」である場合には、非減価償却資産に該当

(2) 1点当たりの取得価額が100万円以上

→原則として、非減価償却資産

(注)「時の経過によりその価値が減少することが明らか」である場合には、減価償却資産に該当

※詳しくは国税庁のホームページをご参照ください。↓

- ・ 法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）（国税庁ホームページ）
- ・ 「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）（国税庁ホームページ）